９月は「職場の健康診断実施強化月間」です
～健康診断と事後措置の徹底を！～

健康診断と健康診断実施後の措置を実施できていますか？
次のア～キの事項についてチェックし、実施できていない事項は、改善してください。

事業場の名称			
事業場の所在地		労働者数	計　　人 うち派遣労働者　　人 うち外国人労働者　　人
担当者職氏名		電話番号	

ア	定期健康診断を行っていますか。	□　１年以内に行っている □　１年以内に行っていない □　予定している □　未定
イ	一定の有害業務に従事する労働者に対する特殊健康診断を行っていますか。	□　６ヶ月以内に行っている □　対象者がいない □　６ヶ月以内に行っていない □　予定している □　未定
ウ	健康診断の結果の記録を保存していますか。	□　行っている □　行っていない
エ	健康診断の有所見者について医師（政令で定める有害な業務に従事する労働者に対して歯科健診を行った場合は歯科医師）からの意見聴取を行っていますか。	□　行っている □　行っていない
オ	健康診断実施後の措置（作業の転換、労働時間の短縮など）を行っていますか。	□　行っている □　行っていない □　該当事案なし
カ	健康診断の結果に基づき、保健指導を行っていますか。（努力義務）	□　行っている □　行っていない
キ	医療保険者から健康診断の記録の写しの提供を求められた際、医療保険者へデータ提供を行っていますか。 （「高齢者の医療の確保に関する法律」及び「健康保険法」に基づく義務のため、第三者提供に係る本人同意は不要です）	□　行っている □　行っていない **行っていない場合は、その理由** □　医療保険者からデータ提供を求められたことがない □　個人情報保護の観点から第三者に提供してよいか判断がつかなかった □　データ提供することに事業場としての利点がない □その他（　　）

お手数をおかけして申し訳ありませんが、令和７年１０月１０日（金）までに郵送等の方法により、さいたま労働基準監督署に送付いただきますようお願いいたします。

〒３３０－６０１４　さいたま市中央区新都心１１－２　ランド・アクシス・タワー１４階
さいたま労働基準監督署　安全衛生課　　ＴＥＬ　０４８－６００－４８２０